

令和4年度第3回宍粟市地域公共交通会議次第

令和5年1月31日(火) 午前10時～
宍粟市役所4階 402・403会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

- ① 地域内フィーダー系統確保維持事業
- ② 計画策定等に係る事業

(2) 路線バスの運行の見直しについて

- ① 循環線
- ② 蔦沢線
- ③ 下三方線

(3) 河原田線、公文線、千町線、黒原線の廃止について

(4) 三方繁盛地区の路線バスの代替手段について

- ① 三方繁盛つれてってカーの利用実績
- ② 自家用有償旅客運送の登録申請について

(5) 令和5年度フィーダー系統確保維持計画の変更について

4 報 告

(1) 地域公共交通計画基礎調査業務について

(2) 路線バスの利用実績について

(3) 令和5年4月1日からの運行ダイヤの変更について

5 そ の 他

6 閉 会

議事（１） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

<協議理由>

国の補助メニューである地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金）の補助を受けるためには、補助対象となる路線について地域内フィーダー系統確保維持計画（以下「計画」という。）を作成し、国土交通大臣から認定を受け、事業完了後に事業評価を行い、その結果について地方運輸局長に報告する必要があります。

また、地域公共交通計画を策定するにあたり地域公共交通調査事業の補助を受けていることから、同様に事業評価を行い、その結果について地方運輸局長に報告する必要があります。

※根拠法令：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第３条第５項

<事業評価の目的>

地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金は令和４年度（令和３年１０月から令和４年９月）事業の実施状況の確認や目標達成状況等の評価を行い、必要に応じて改善措置を行うことで路線バスの運行をより効果的、効率的に推進することを目的に実施しています。

また、地域公共交通調査事業は計画策定に必要な調査等が適切に実施されたか、また計画策定に繋がるものになっているかについて確認することを目的としています。

【地域内フィーダー系統確保維持計画に計上している路線】

市外連絡路線 山崎～エーガイヤ線

市内完結路線 戸原線、城下線、下三方線、公文線、河原田線、千町線、黒原線、谷今市線、水谷線、戸倉線（飯見経由）、鷹巣線、奥西山七野線

宍粟市地域公共交通会議（ネットワーク全体の評価）

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

○地域特性

本市は兵庫県中西部に位置し、京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道 29 号が交差する交通の要衝となっている。面積は南北約 42km、東西約 32km と、兵庫県土の 7.8% を占める 658.54 km² で、淡路島より広く、その約 90% が山地である。本市には鉄軌道がなく、幹線軸を形成している大型バス（市外連絡路線）と、それを補完する形で小型バス（市内完結路線）を運行している。

○計画の基本方針

みんなで守り育てる公共交通

市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、高齢者で元気な方が利用できるよう、また環境の保護も含め、通勤通学者の移動手段として利用できるよう、さらに市外からの観光の移動手段としても利用できるよう公共交通の充実を図る。

○計画の目標

市外連絡路線…平均乗車密度 4 人以上の利用者数

市内完結路線…1 便あたり 1.5 人以上の利用者数

○公共交通の将来像

地域の将来像における位置づけ

生活圏の機能を維持し、人口流出を抑制するため、公共交通のネットワーク化の充実を図る。

公共交通の機能分類とサービス水準等の設定

市外連絡路線…主要道路を通る町域を結ぶ路線で、通勤通学、観光など広域的な移動に対応する主要路線として運行する。（毎日）

市内完結路線…各地域と市外連絡路線を結ぶ路線で、通院や買い物など日常生活を支える路線として運行する。（週 1～5 日、2～5 便／日）

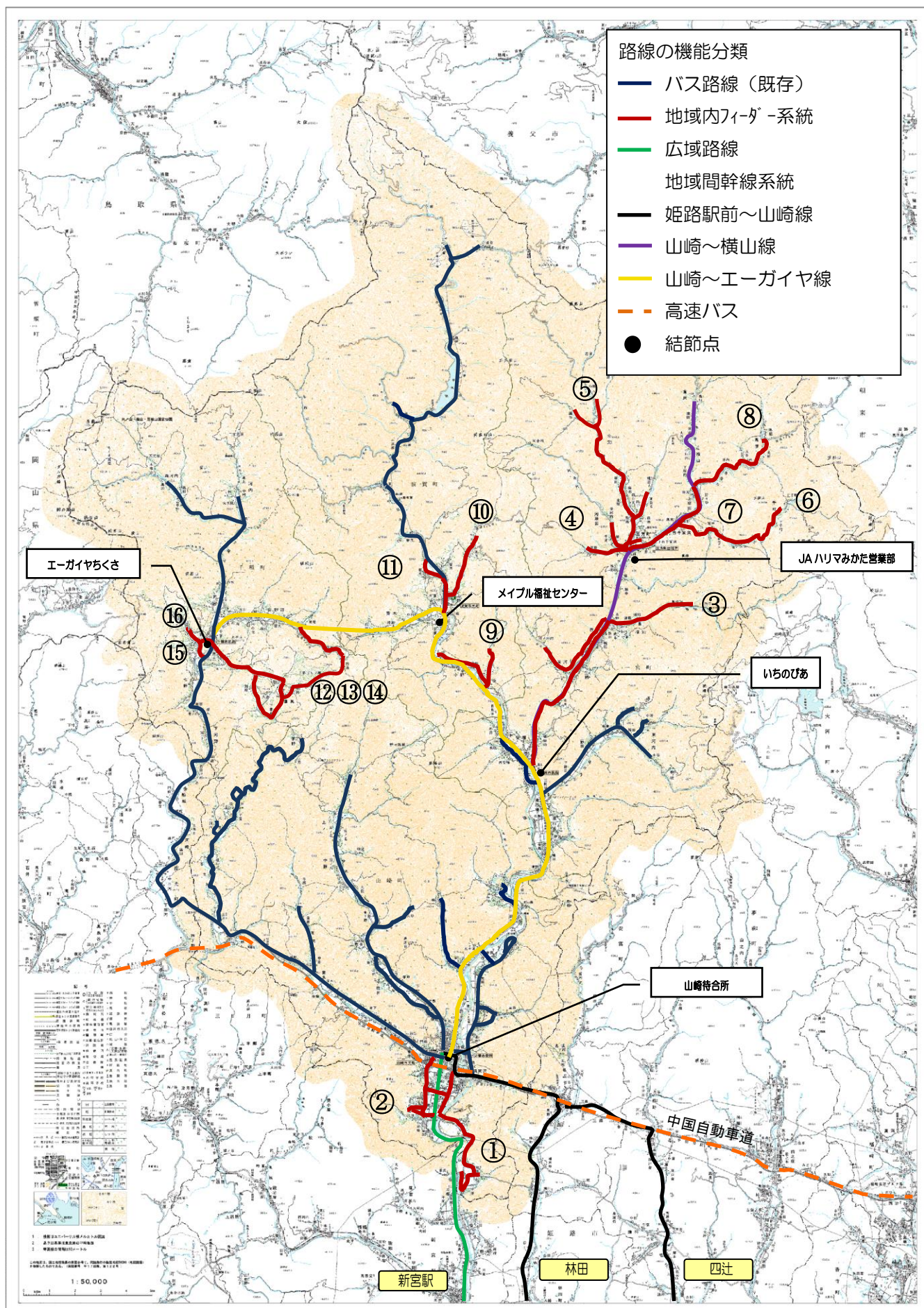
公共交通網見直しの方向性

平成 27 年 11 月の再編から 3 年が経過したことから、今後については毎年路線評価を行う中で軽微な見直しを進めて、基準を満たさない路線については路線のあり方を検討する。

公共交通ネットワークのイメージ図

※別添のとおり

地域内フィーダーシステムの配置イメージ



2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

評価の基本的な考え方

路線ごとに利用状況の実績で見直し基準により路線評価を実施する（毎年）

評価基準

市外連絡路線…平均乗車密度4人以上の利用者数

市内完結路線…1便あたり1.5人以上の利用者数

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

(1) 取組経緯

平成27年11月より、市民の日常生活の利便性向上を目的として、公共交通空白地の解消のために小型車両（市内完結路線）を導入し、路線バスの運行を開始した。

協議会の開催状況

令和4年度は、令和3年度利用状況の検証結果や利用者から直接要望を聞き、利便性向上のための運行の見直しや、地域公共交通計画の策定に向けて3回の会議を開催した。

会議の内容

路線やダイヤの見直し

地域公共交通計画について

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
地域内フィーダー系統補助事業	ウエスト神姫	R3.10.1 ～ R4.9.30	フ	市外連絡路線
地域内フィーダー系統補助事業	ウエスト神姫	R3.10.1 ～ R4.9.30	フ	市内完結路線
計画策定事業	宍粟市地域公共交通会議	R4.7.1 ～ R6.3.31	策	宍粟市地域公共交通計画の策定

【種別】 幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、推：計画推進事業
再策：再編計画策定事業、再推：再編計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
	該当なし		

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
	該当なし		

(3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
	該当なし	

4. 具体的取組に対する評価

地域内フィーダー系統確保維持計画に掲げられた目標値の達成状況

市外連絡路線は、令和4年度は平均乗車密度 3.5 人となり、昨年よりは上がったが、コロナ禍以前の成績には戻っていない状況である。今後も人口減少に伴い利用者数の減少が見込まれるが、目標達成に向け新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、利用促進や利便性の向上を図っていく必要がある。

市内完結路線は、全 16 路線中 1 路線のみ目標を上回った。目標を下回った路線は、沿線住民や利用者との意見交換により路線の見直しを行い、利便性の向上を図るとともに、利用促進を図る。

地域公共交通調査事業について

市民アンケートや運行事業者へのヒアリングなどを行い課題等が顕在化した。計画策定をするにあたり、課題解決に向けての施策等を検討していく。

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課 題	課題への対応方針
利用が目標を下回った路線は、これまでバスの利用機会がなかった地域であり、バスを利用した外出への意識がないことが原因と考えられる。	引き続き事業者と協力し利用促進に取り組み、移動手段の選択肢に路線バスを入れてもらえるよう意識付けを行っていく。
フィーダー系統は、幹線への乗継など利用しやすさに配慮しているものの、便数等の制約から利用者の要望に添えていない点もある。	地域や利用者等の意見をまとめ、バス停位置やダイヤの改正など細やかな見直しを実施し、利用者に合った形にすることで利便性の向上を図っていく。

中央市地域公共交通会議（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
新型コロナウイルス感染症の影響により、目標・効果について達成できなかったところはあるものの、事業実施の適切性については評価できる。安全・安心して買物・通院等に利用できるように、新型コロナウイルス感染症対策の実施内容の周知も含めた広報による利用促進等に努められたい。	ホームページを通じて新型コロナウイルス感染症対策の広報を行った。また、安心して利用していただけるよう対策を周知し、併せて乗務員の検温などバス車内におけるクラスター発生の予防に努めた。	引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、安心して利用できる環境を整えるとともに、対策を周知し、更なる利用促進を図る。

2. アピールポイント、特に工夫した点など

- ・体験乗車を企画した3名以上の市内グループに一日乗車券を贈呈する事業で、バスを利用する意識醸成の取組を実施した。
- ・バスの利用方法等を案内する利用促進動画を作成し、動画サイトで情報発信を行った。
- ・利用者の直接の声を聴くために、停留所で利用状況や改善点など聴き取り、まとめたものを運行事業者に報告し対応可能なものについて見直しを実施した。
- ・新型コロナウイルスの影響で利用が減ることが予想されたが、市民の日常生活のための移動手段を確保する観点から、減便や運休を行わず、通常どおりの便数で運行を行った。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和5年1月31日

協議会名： 栄栗市地域公共交通会議

評価対象事業名： 地域内ライダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 （特記事項を含む）
(株)ウエスト神姫	市外連絡路線	持続可能な公共交通に向け、利用者維持のために利用促進および利便性向上を図った。	A	計画通り事業は適切に実施された。	B	新型コロナウイルス感染症により目標を下回ったが、安心安全に利用できるよう感染症対策をいたうえで、利用促進を図っていく。
					利用者目標（平均乗車密度4.0人）に対し、3.5人	
(株)ウエスト神姫	市内完結路線	持続可能な公共交通に向け、利用者増加のために利用促進および利便性向上を図った。	A	計画通り事業は適切に実施された。	B	利用の少ない路線は、沿線住民や利用者への聞き取りにより、利便性が高まるようダイヤや改正やルートの見直しを行うとともに、利用促進を図っていく。
					利用者目標（1.5人／便）に対し、1.6路線中1路線が目標達成	

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和5年1月31日

協議会名：	宍粟市地域公共交通会議
評価対象事業名：	地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	みんなで守り育てる公共交通 本市は兵庫県中西部に位置し、京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が交差する交通の要衝となっている。面積は南北約42km、東西約32kmと、兵庫県土の7.8%を占める658.54km²で、淡路島より広く、その約90%が山地である。本市には鉄軌道がなく、幹線軸を形成している大型バス(市外連絡路線)と、それを補完する形で小型バス(市内完結路線)を運行している。 市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、高齢者が利用できるよう、また、環境の保護も含め、通勤通学者の移動手段として利用できるよう、さらに市外からの観光の移動手段としても利用できるよう公共交通の充実を図る。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）

令和5年1月31日

協議会名：央栗市地域公共交通会議

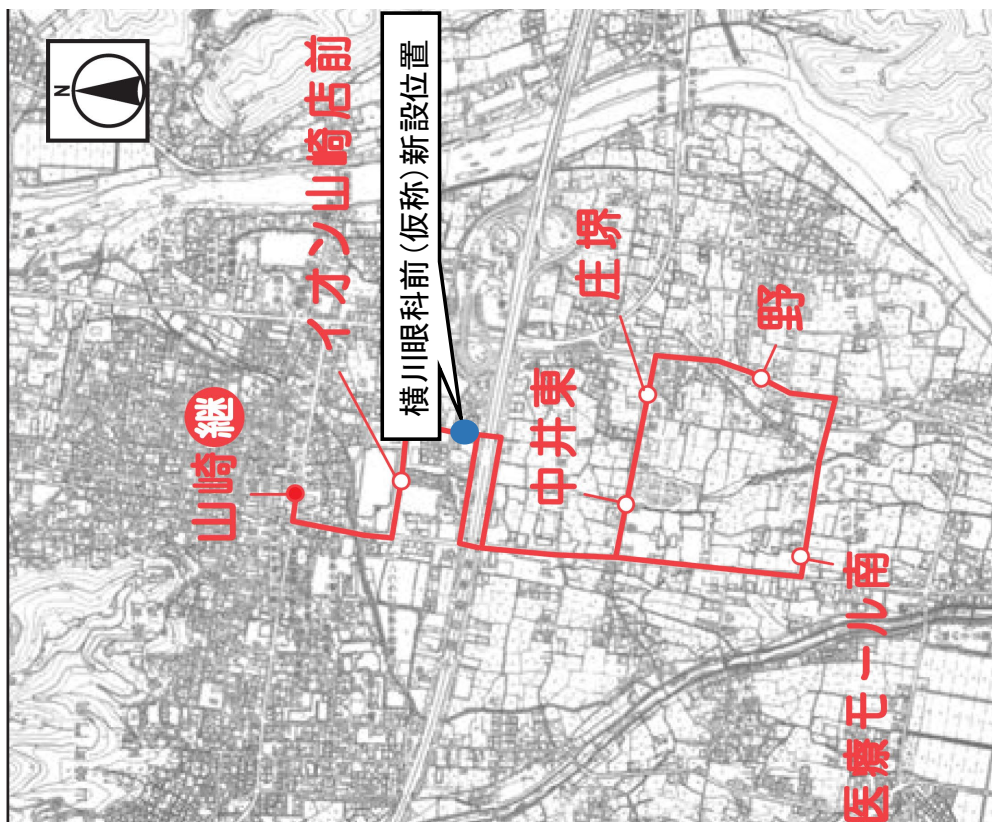
評価対象事業名：地域公共交通調査等事業

①事業の結果概要	②事業実施の適切性		③生活交通確保維持改善計画又は 地域公共交通網形成計画等の 計画策定等に向けた方針
	A		
【事業内容】 ・地域現状の調査・分析 ・公共交通等の現況調査・分析 ・公共交通に関する意向調査 ・地域公共交通会議の開催 【結果概要】 ・市内の基礎的データの収集や、公共交通の現況調査などから、現況を整理した。 ・市民アンケートにより、市民の移動の需要などを把握することができた。 ・今後、事業結果を踏まえて課題を整理し、協議会での検討を経て、計画を策定する。	A	計画通り事業は適切に実施されている。	公共交通ネットワーク全体として常に利用者の視点から利用しやすく利便性の高いサービスを効率的に提供するとともに、将来を見据えた持続可能な公共交通を構築することを目的とし、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、地域公共交通計画を策定する。

議事（２） 路線バスの運行の見直しについて

横川眼科前（仮称）バス停の新設及びびダイヤの変更

循環線



循環線

変更前ダイヤ（平日）

山崎（継）	8:35	9:05	10:00	10:35	11:00	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:00	16:30	17:00
イオン山崎店前	8:37	9:07	10:02	10:37	11:02	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:02	16:32	17:02
医療モール南	8:42	9:12	10:07	10:42	11:07	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:07	16:37	17:07
野	8:44	9:14	10:09	10:44	11:09	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:09	16:39	17:09
庄堺	8:46	9:16	10:11	10:46	11:11	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:11	16:41	17:11
中井東	8:46	9:16	10:11	10:46	11:11	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:11	16:41	17:11
イオン山崎店前	8:50	9:20	10:15	10:50	11:15	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:15	16:45	17:15
山崎（継）	8:55	9:25	10:20	10:55	11:20	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:20	16:50	17:20



変更後ダイヤ（平日）

山崎（継）	8:35	9:05	10:00	10:35	11:00	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:00	16:30	17:00
イオン山崎店前	8:37	9:07	10:02	10:37	11:02	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:02	16:32	17:02
横川眼科前	8:38	9:08	10:03	10:38	11:03	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:03	16:33	17:03
医療モール南	8:42	9:12	10:07	10:42	11:07	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:07	16:37	17:07
野	8:43	9:13	10:08	10:43	11:08	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:08	16:38	17:08
庄堺	8:44	9:14	10:09	10:44	11:09	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:09	16:39	17:09
中井東	8:45	9:15	10:10	10:45	11:10	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:10	16:40	17:10
横川眼科前	8:48	9:18	10:13	10:48	11:13	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:13	16:43	17:13
イオン山崎店前	8:49	9:19	10:14	10:49	11:14	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:14	16:44	17:14
山崎（継）	8:54	9:24	10:19	10:54	11:19	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:19	16:49	17:19

循環線

変更前ダイヤ（土曜日）

山崎（継）	9:05	9:30	10:00	10:35	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:00	17:00
イオン山崎店前	9:07	9:32	10:02	10:37	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:02	17:02
医療モール南	9:12	9:37	10:07	10:42	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:07	17:07
野	9:14	9:39	10:09	10:44	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:09	17:09
庄堺	9:16	9:41	10:11	10:46	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:11	17:11
中井東	9:16	9:41	10:11	10:46	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:11	17:11
イオン山崎店前	9:20	9:45	10:15	10:50	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:15	17:15
山崎（継）	9:25	9:50	10:20	10:55	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:20	17:20

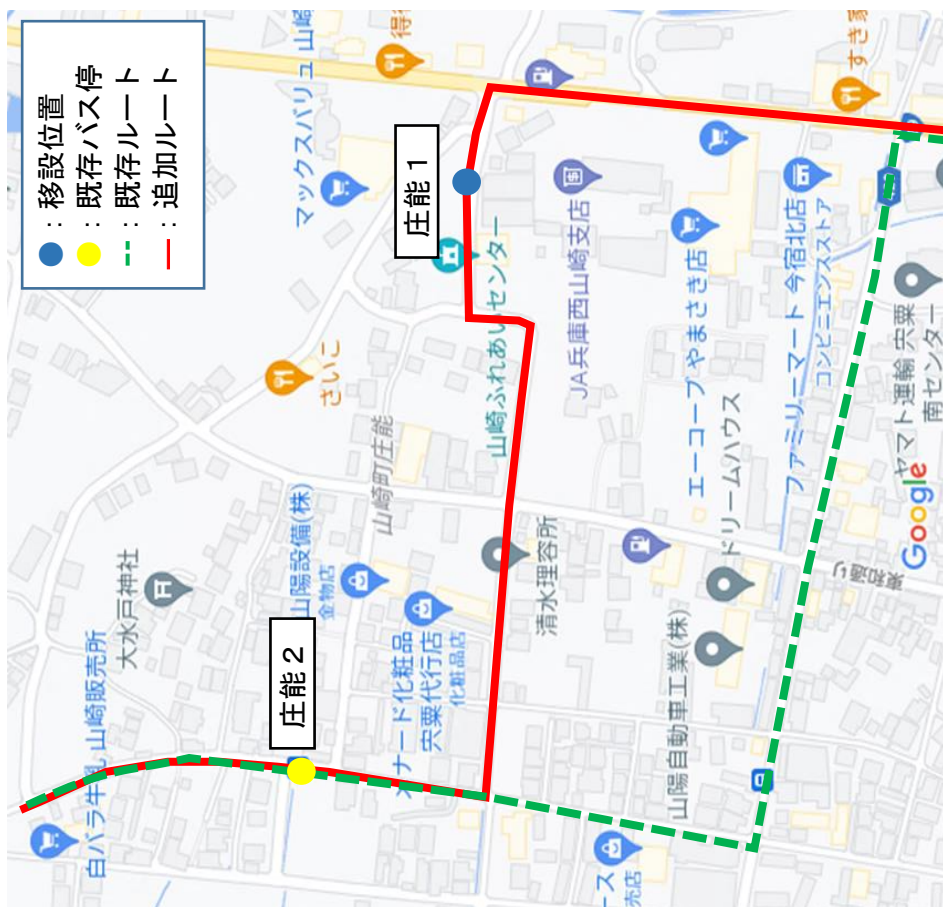
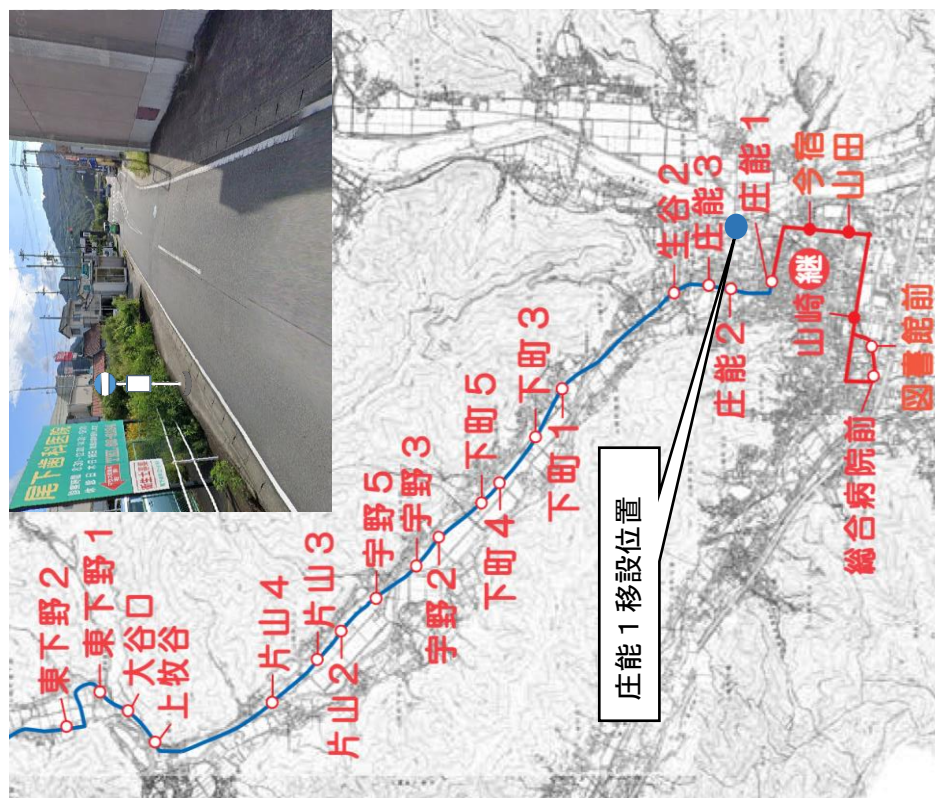


変更後ダイヤ（土曜日）

山崎（継）	9:05	9:30	10:00	10:35	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:00	17:00
イオン山崎店前	9:07	9:32	10:02	10:37	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:02	17:02
横川眼科前	9:08	9:33	10:03	10:38	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:03	17:03
医療モール南	9:12	9:37	10:07	10:42	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:07	17:07
野	9:13	9:38	10:08	10:43	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:08	17:08
庄堺	9:14	9:39	10:09	10:44	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:09	17:09
中井東	9:15	9:40	10:10	10:45	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:10	17:10
横川眼科前	9:18	9:43	10:13	10:48	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:13	17:13
イオン山崎店前	9:19	9:44	10:14	10:49	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:14	17:14
山崎（継）	9:24	9:49	10:19	10:54	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:19	17:19

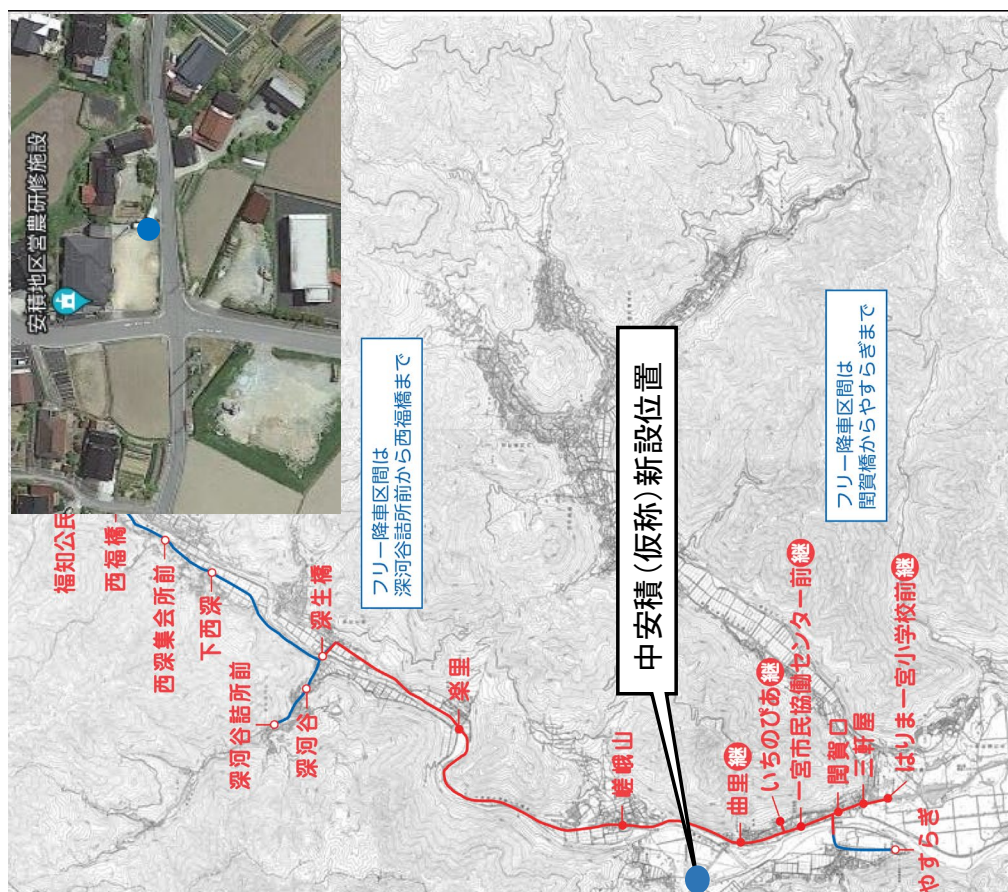
鳶沢線

庄能1バス停の移設及びルート変更



下三方線

中安積（仮称）バス停の新設、ルート変更及びダイヤ変更



下三方線

変更前

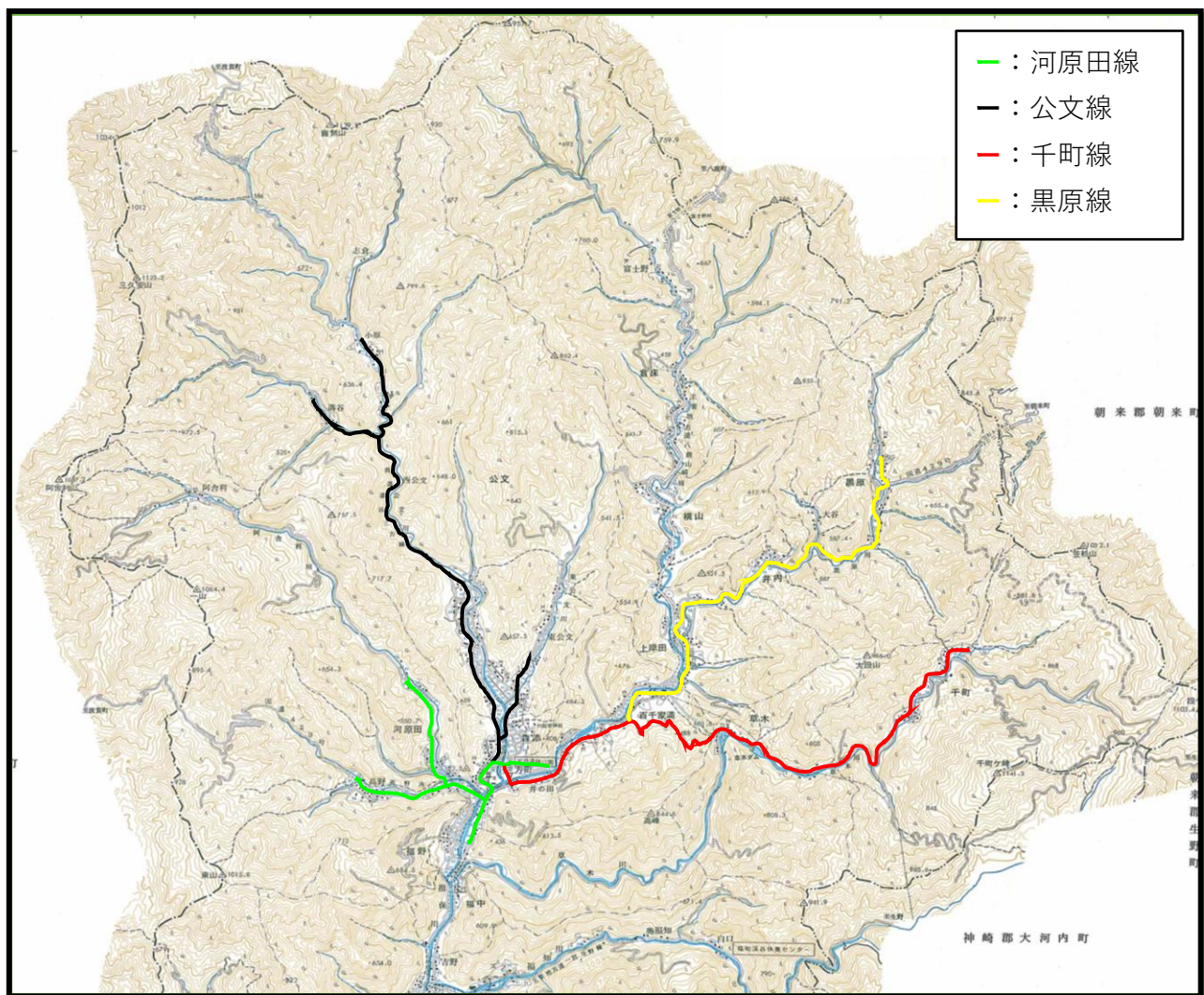
福知溪谷	7:30	9:50	14:00	はりま一宮小学校前 (継)	11:15	13:00	15:35
登橋	7:33	9:53	14:03	三軒屋	11:16	13:01	15:36
奥福知橋	7:34	9:54	14:04	閨賀口	11:16	13:01	15:36
藪	7:36	9:56	14:06	やすらぎ	11:18	13:03	15:38
津羅橋	7:37	9:57	14:07	一宮市民局前 (継)	11:21	13:06	15:41
明願時	7:37	9:57	14:07	曲里 (継)	11:22	13:07	15:42
福知公民館前	7:38	9:58	14:08	嵯峨山	11:23	13:08	15:43
西福橋	7:39	9:59	14:09	楽里	11:26	13:11	15:46
西深集会所前	7:40	10:00	14:10	深生橋	11:29	13:14	15:49
下西深	7:41	10:01	14:11	深河谷	11:30	13:15	15:50
深河谷	7:44	10:04	14:14	深河谷詰所前	11:31	13:16	15:51
深河谷詰所前	7:45	10:05	14:15	深河谷	11:32	13:17	15:52
深河谷	7:46	10:06	14:16	下西深	11:35	13:20	15:55
深生橋	7:47	10:07	14:17	西深集会所前	11:36	13:21	15:56
楽里	7:50	10:10	14:20	西福橋	11:37	13:22	15:57
嵯峨山	7:53	10:13	14:23	福知公民館前	11:38	13:23	15:58
曲里 (継)	7:54	10:14	14:24	明願時	11:39	13:24	15:59
一宮市民局前 (継)	7:55	10:15	14:25	津羅橋	11:39	13:24	15:59
やすらぎ	7:58	10:18	14:28	藪	11:40	13:25	16:00
閨賀口	8:00	10:20	14:30	奥福知橋	11:42	13:27	16:02
三軒屋	8:00	10:20	14:30	登橋	11:43	13:28	16:03
はりま一宮小学校前 (継)	8:01	10:21	14:31	福知溪谷	11:46	13:31	16:06



変更後

福知溪谷	7:30	9:50	14:00	はりま一宮小学校前 (継)	11:13	12:58	15:33
登橋	7:33	9:53	14:03	三軒屋	11:14	12:59	15:34
奥福知橋	7:34	9:54	14:04	閨賀口	11:14	12:59	15:34
藪	7:36	9:56	14:06	やすらぎ	11:16	13:01	15:36
津羅橋	7:37	9:57	14:07	一宮市民局前 (継)	11:19	13:04	15:39
明願時	7:37	9:57	14:07	曲里 (継)	11:20	13:05	15:40
福知公民館前	7:38	9:58	14:08	伊和高校前	11:21	13:06	15:41
西福橋	7:39	9:59	14:09	中安積	11:22	13:07	15:42
西深集会所前	7:40	10:00	14:10	嵯峨山	11:23	13:08	15:43
下西深	7:41	10:01	14:11	楽里	11:26	13:11	15:46
深河谷	7:44	10:04	14:14	深生橋	11:29	13:14	15:49
深河谷詰所前	7:45	10:05	14:15	深河谷	11:30	13:15	15:50
深河谷	7:46	10:06	14:16	深河谷詰所前	11:31	13:16	15:51
深生橋	7:47	10:07	14:17	深河谷	11:32	13:17	15:52
楽里	7:50	10:10	14:20	下西深	11:35	13:20	15:55
嵯峨山	7:53	10:13	14:23	西深集会所前	11:36	13:21	15:56
中安積	7:54	10:14	14:24	西福橋	11:37	13:22	15:57
伊和高校前	7:55	10:15	14:25	福知公民館前	11:38	13:23	15:58
曲里 (継)	7:56	10:16	14:26	明願時	11:39	13:24	15:59
一宮市民局前 (継)	7:57	10:17	14:27	津羅橋	11:39	13:24	15:59
やすらぎ	8:00	10:20	14:30	藪	11:40	13:25	16:00
閨賀口	8:02	10:22	14:32	奥福知橋	11:42	13:27	16:02
三軒屋	8:02	10:22	14:32	登橋	11:43	13:28	16:03
はりま一宮小学校前 (継)	8:03	10:23	14:33	福知溪谷	11:46	13:31	16:06

議事（３） 河原田線、公文線、千町線、黒原線の廃止について



年間利用者数

	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	年間合計	運行便数	1便あたりの利用者数
河原田線	2	0	11	0	2	1	0	0	1	1	0	1	19	618	0.03
公文線	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	6	612	0.01
千町線	6	10	6	0	0	5	0	3	3	4	6	3	46	612	0.08
黒原線	5	4	20	4	0	6	9	4	6	4	2	0	64	618	0.10
月合計	13	16	37	4	2	12	9	9	10	11	8	4	135	2460	0.05

議事（４） 三方繁盛地区路線バスの代替手段

①三方繁盛つれてってカーの利用実績

		1 0 月	1 1 月	1 2 月	合計
登録 者数	三方地区	23人	26人	42人	
	繁盛地区	6人	42人	43人	
	計	29人	68人	85人	
利用 人数	実人数	6人	5人	6人	17人
	延べ人数	17人	11人	14人	42人
便 数		16便	11便	14便	41便
1便当たり		1.1人	1.0人	1.0人	1.0人

利用 目的	通院	5件	3件	3件	11件
	買い物				0件
	郵便局	1件		2件	3件
	三方町出張所	1件			1件
	J A 三方				0件
	まほろばの湯				0件
	ゲストハウス繁盛				0件
	乗り継ぎ	2件	3件	4件	9件
合計		9件	6件	9件	24件

議事（４） 三方繁盛地区の路線バスの代替手段について
②自家用有償旅客運送の登録申請について

様式第 1 - 1 号

令和 5 年 2 月 日

近畿運輸局 神戸運輸監理部長 殿

名 称 三方繁盛つれてってカー運営委員会
住 所 兵庫県宍粟市一宮町上岸田 576
代表者の氏名 米 田 正 富

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 三方繁盛つれてってカー
住所 宍粟市一宮町上岸田 576
代表 米田 正富

2. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
三方、繁盛地区（降車場所 は備考欄の場所に限る）	三方町出張所、一宮北診療所、なまり家、JA ハリマみかた営業部 三方郵便局、繁盛郵便局、まほろばの湯 ゲストハウス繁盛校 福野北バス停

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
ゲストハウス繁盛校	兵庫県宍粟市一宮町上岸田 576

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
三方繁 盛つれ てって カー運 営委員 会	保有			1 (1)		1 (1)	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計			1 (1)		1 (1)	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

三方、繁盛地区の住民

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

一乗車 100 円

8. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

三方繁盛つれてってカー運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、三方繁盛つれてってカー運営委員会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、宍粟市一宮町上岸田 576 番地に置く。

(目的)

第3条 三方及び繁盛地区全域において、地域の生活交通の一端を担い、地域住民の生活利便性の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため道路運送法第 79 条の 3 の規定に基づき自家用有償旅客運送事業を実施する。

(組織)

第5条 この会は、三方及び繁盛地区の全自治会長をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 理事 2 人
- (4) 監事 1 人

(役員を選出)

第7条 前条第 1 号から第 3 号までの役員を選出は、三方地区から 2 人、繁盛地区から 2 人とし、うち、会長及び副会長は、互選により定める。ただし、会長副会長の両方を同地区から選出することはできないものとする。

2 監事は、三方地区、繁盛地区から 1 年ずつ交互に選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、本会の運営にあたる。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長その他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 役員会は、本会の運営及び管理、執行に関する基本的な事項を決定する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に役員会の協議により定める。また、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 本会の事業報告及び収支決算は、監事の監査を経て、役員会の承認を得なければならない。

(報告)

第12条 役員は、前2条に定める事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算が役員会で決定又は承認された後、適宜、各地区連合自治会長会で報告するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

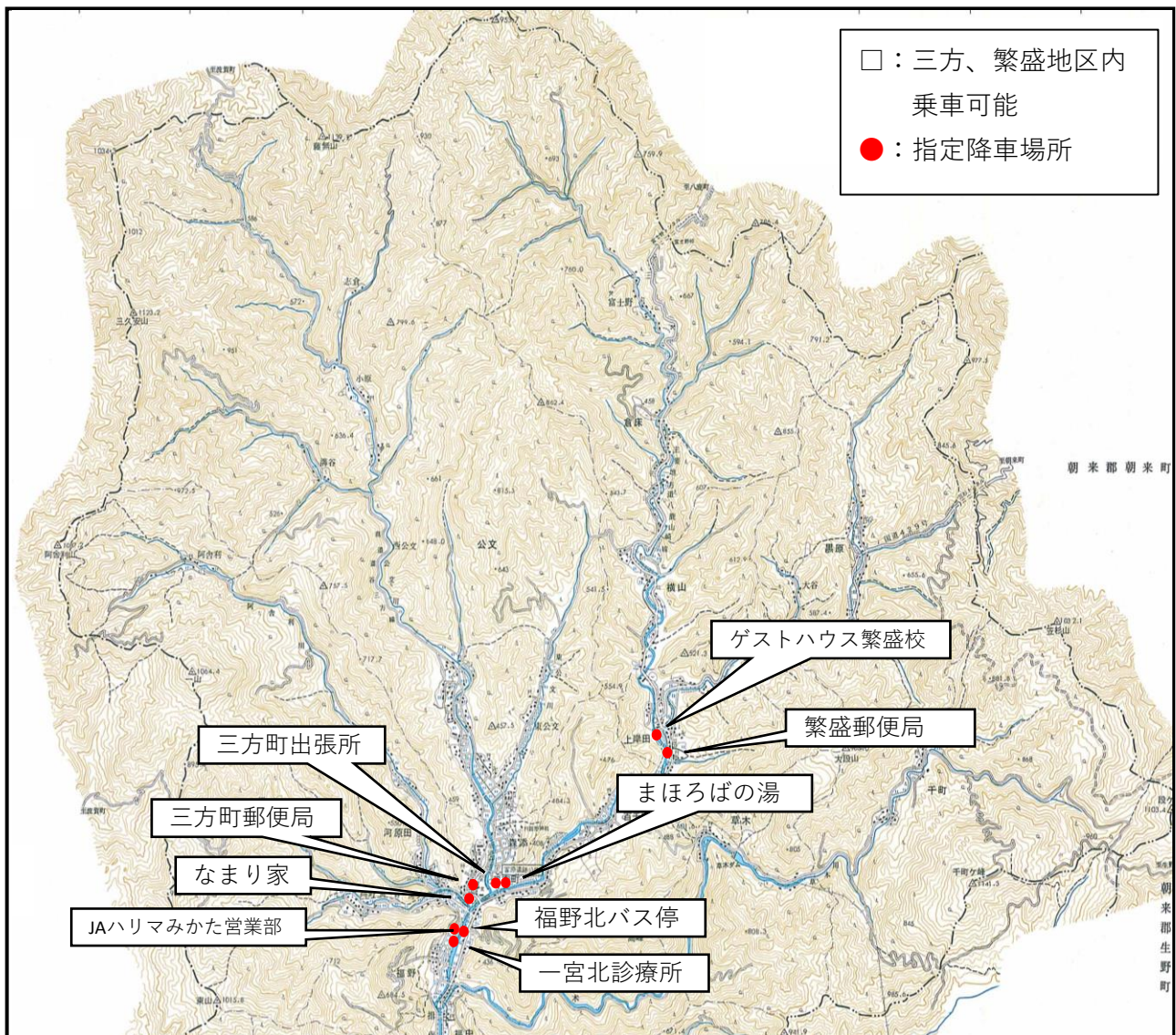
附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

三方繁盛つれてってカー運営委員会 委員名簿

役職	氏名	住所	連絡先
会長	米 田 正 富		
副会長	木 村 栄 治		
理事	鎌 田 知 昭		
理事	生 垣 和 也		
監事	宮 本 利 一		
	中 尾 豊 實		
	石 田 郁 朗		
	段 林 優		
	薄 木 友 和		
	田 中 稔 勝		
	西 村 正 信		
	生 垣 新 一		
	中 畑 俊 博		
	田 原 登		

三方繁盛つれてってカー運行区域図



近畿運輸局 神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和5年2月 日

名 称 三方繁盛つれてってカー運営委員会
住 所 兵庫県宍粟市一宮町上岸田 576
代表者の氏名 米 田 正 富

令和 5 年 2 月 日

近畿運輸局 神戸運輸監理部長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること
宍粟市地域公共交通会議
(対象市町村)
宍粟市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 5 年 1 月 31 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
運送主体 三方繁盛つれてって力一運営委員会
名 称 宍粟市一宮町上岸田 576
代 表 米田 正富

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域 三方、繁盛地区全域

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること） 一乗車 100 円

(3) 運送しようとする旅客の範囲 三方、繁盛地区の住民

6. その他特記事項

令和 5 年 1 月 31 日
宍粟市地域公共交通会議 会長 富田 健次

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（三方繁盛つれてってカー運営委員会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	中尾 豊實		普通	2 種
2	太田 卓		普通	1 種
3	布川 浩崇		普通	1 種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

修了証書

太田 卓 殿

生年月日

神姫バス株式会社有償運送等運
転者講習実施規程第 9 条第 2 項
の規定に基づく所定の交通空白
地有償運送運転者講習を修了し
たことを証します

令和 4 年 9 月 27 日

神姫バス株式会社

取締役社長 長尾 真



修了証書

布川 浩崇 殿

生年月日

神姫バス株式会社有償運送等運
転者講習実施規程第 9 条第 2 項
の規定に基づく所定の交通空白
地有償運送運転者講習を修了し
たことを証します

令和 4 年 9 月 27 日

神姫バス株式会社

取締役社長 長尾 真



運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（三方繁盛つれてってカー運営委員会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 18 に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和 5 年 2 月 日

住 所 宍粟市一宮町上岸田 576
氏 名 米 田 正 富

※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	三方繁盛つれてってカー運営委員会
-------------	------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（三方繁盛つれてってカー運営委員会）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	米田 正富	宍粟市一宮町上岸田 576			
2					
3					

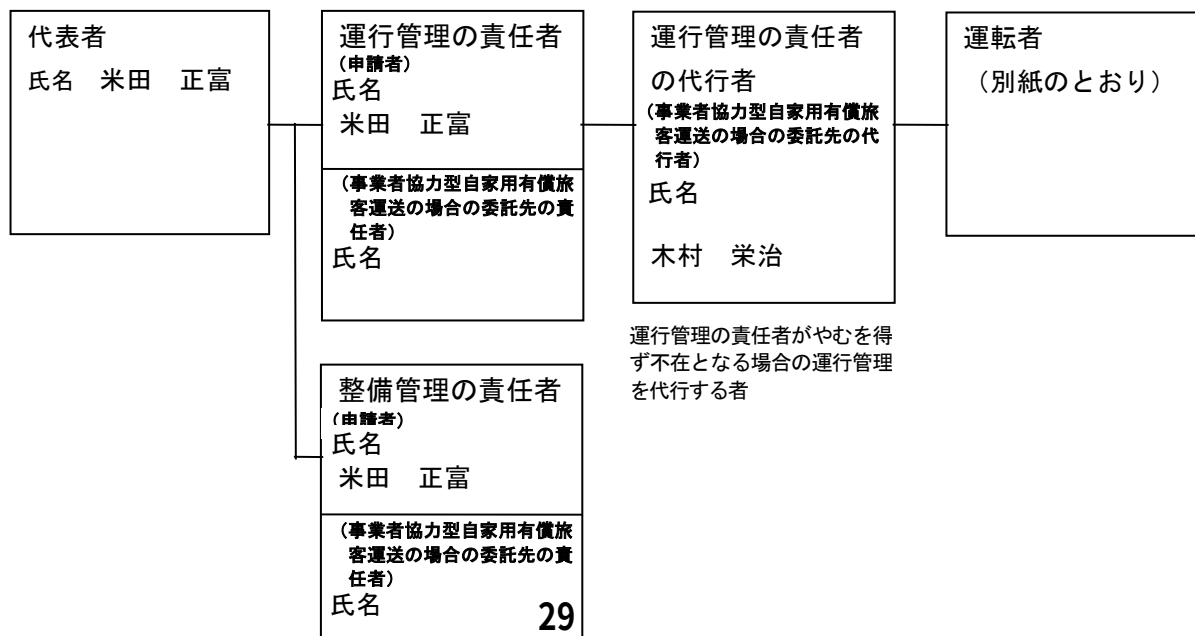
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

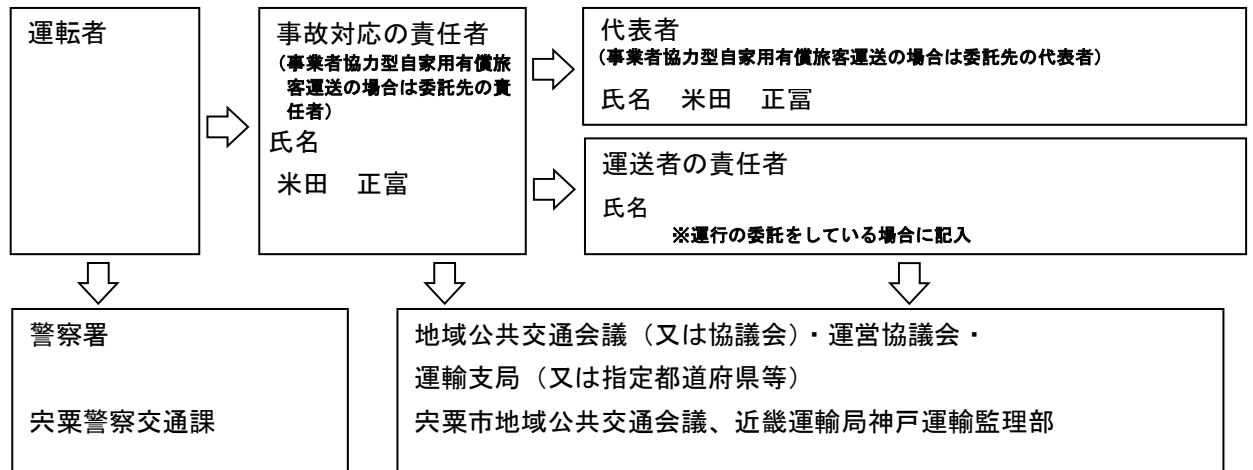
No	氏 名	住 所	協力
1	米田 正富	宍粟市一宮町上岸田 576	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

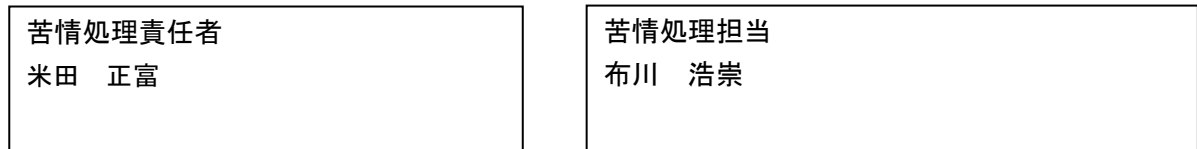
（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

近畿運輸局 神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限）・ 万円）
対物保険（共済）	（無制限）・ 万円）

令和5年2月 日

名 称 三方繁盛つれてってカー運営委員会
住 所 中央市一宮町上岸田 576
代表者の氏名 米田 正富

議事（４） 令和５年度フィーダー系統確保維持計画の変更について

陸上交通様式第３（日本産業規格Ａ列４番）

宍 市 第 号
令和５年１月３１日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 宍 市
住 所 宍 市 山崎町中広瀬 133 番地 6
代 表 者 氏 名 市 長 福 元 晶 三 印

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和４年９月２８日付け国総地第４６号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和５年４月１日

○ 変更箇所

表１ 申請番号（４）路線の運行日数および運行回数
申請番号（５）路線の運行日数および運行回数
申請番号（６）路線の運行日数および運行回数
申請番号（７）路線の運行日数および運行回数
申請番号（８）路線の運行日数および運行回数

○ 変更理由

令和５年３月３１日をもって申請番号（４）～（８）を廃止し、自家用有償旅客運送（交通空白地優有償運送）を開始するため。

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和5年1月31日

宍粟市地域公共交通会議 会長 富田 健次

生活交通確保維持改善計画の名称	
宍粟市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
市域が広大で鉄軌道が無い宍粟市の公共交通においては、民間による路線バスが、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。 市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らせること、元気な高齢者の方が利用できること、また、通勤通学者がマイカー以外の環境にやさしい移動手段として利用できること、さらに市外から観光に訪れる方の移動手段としての利用を目的として本計画を策定します。	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
各路線の目標を次のとおりとする。	
(1) 市役所前～下宇原1	1便あたり1. 6人以上の利用者数
(2) 山崎～下比地	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(3) はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知溪谷	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(4) 皆木～上垣内	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(5) メイプル福祉センター～皆木	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(6) 皆木～皆木	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(7) エーガイヤちくさ～内海口	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(8) エーガイヤちくさ～別所	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(9) エーガイヤちくさ～土井	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(10) エーガイヤちくさ～倉谷	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(11) エーガイヤちくさ～倉谷口	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(2) 事業の効果	
①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保 ②交通空白地域の解消 ③通勤・通学手段の確保 ④定額運賃による利便性の向上 ⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	

- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成（運行事業者）、市内全戸配布（市）
- ・利用を促進するため、体験乗車をしようとする市内グループ（概ね3人以上）に対し、1日乗車券を交付する体験乗車推進事業を実施（市）
- ・利用者から直接要望を聞き、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

（1）運行系統の概要

路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市外連絡路線 （幹線）	出発地～山崎待合所	現行の運行本数 毎日定期運行 ※土日ダイヤあり	大型車両
市内完結路線 （支線）	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日1～4往復 週2日～週5日 定期運行 ※土日運休	小型車両

（2）運賃 200 円

（3）運行予定者 株式会社ウイング神姫

詳細は表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

市から運行事業者へ、運行経費と運行等収入の差額を支援している

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

（株）ウイング神姫

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論

・平成29年6月28日（H29第1回）利用促進のための特殊運賃の協議 ・平成29年8月30日（H29第2回）計画内容、事業内容（フリー降車制）について協議 ・平成30年1月25日（H29第3回）事業評価の協議 ・平成30年2月28日（H29第4回）路線の見直し等の協議 ・平成30年6月21日（H30第1回）フィーダー計画の協議 ・平成30年8月2日（H30第2回）通学利用に合わせたダイヤ改正の協議 ・平成30年11月21日（H30第3回）交通網再編に係る経過報告 ・平成31年1月25日（H30第4回）交通網再編の協議 ・平成31年2月15日（H30第5回）利用促進のための特殊運賃の協議 ・令和元年6月14日（R1第1回）フィーダー計画の協議 ・令和2年1月27日（R1第2回）事業評価、新設・移設バス停の協議 ・令和2年7月15日（R2第1回）R2フィーダー計画変更、R3フィーダー計画の協議 ・令和3年1月26日（R2第2回）事業評価の協議、R3フィーダー計画変更 ・令和3年6月24日（R3第1回）R4フィーダー計画の内容協議 ・令和3年10月29日（R3第2回）R4フィーダー計画変更、バス停の廃止等の協議 ・令和4年1月26日（R3第3回）事業評価の協議、地域公共交通計画の策定について ・令和4年6月28日（R4第1回）R5フィーダー計画の協議 ・令和4年9月28日（R4第2回）地域公共交通計画の内容について	
18. 利用者等の意見の反映状況	
会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。 また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員へのアンケート調査を実施し見直しの参考にしている。	
19. 協議会メンバーの構成員	
住民の代表	山崎町連合自治会、一宮町連合自治会 波賀町連合自治会、千種町連合自治会 老人クラブ連合会、宍粟市社会福祉協議会 公募委員
学識経験者	兵庫県立大学 教授
バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表	神姫バス(株)、(株)ウイング神姫 西播磨タクシー協会宍粟支部、(社)兵庫県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	(株)ウイング神姫労働組合
道路管理者	国土交通省、兵庫県
宍粟市	宍粟市副市長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所市民生活部

まちづくり推進課

（氏 名）上川 雄生

（電 話）0790-63-3123

（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
兵庫県 中央市	株式会社ウイング神姫	(1)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1147.5 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 15.0km 復 15.0km	101	303.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4)	皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	102	306.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(5)	メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民局・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	153	459.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(6)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	153	306.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の皆木停留所と接続	③
		(7)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	154	308.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(8)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣	別所	往 9.9km 復 9.9km	203	203.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(9)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣	土井	往 12.2km 復 12.2km	49	98.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(10)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 9.3km 復 9.3km	154	308.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(11)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.9km 復 8.9km	49	98.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村	運行予定者名		運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
宍粟市	株式会社ウイング神姫	(1)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1147.5 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 15.0km 復 15.0km	102	306.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4)	皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	101	303.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(5)	メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民局・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	154	462.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(6)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	154	308.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の皆木停留所と接続	③
		(7)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	154	308.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(8)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉	別所	往 9.9km 復 9.9km	204	204.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(9)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉	土井	往 12.2km 復 12.2km	50	100.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(10)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 9.3km 復 9.3km	154	308.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(11)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.9km 復 8.9km	50	100.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村	運行予定者名		運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
宍粟市	株式会社ウイング神姫	(1)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	253	1138.5 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	253	1012.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 15.0km 復 15.0km	102	306.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4)	皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	102	306.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(5)	メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民局・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	151	453.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(6)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	151	302.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の皆木停留所と接続	③
		(7)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	155	310.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(8)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉	別所	往 9.9km 復 9.9km	203	203.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(9)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉	土井	往 12.2km 復 12.2km	48	96.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(10)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 9.3km 復 9.3km	155	310.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(11)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.9km 復 8.9km	48	96.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

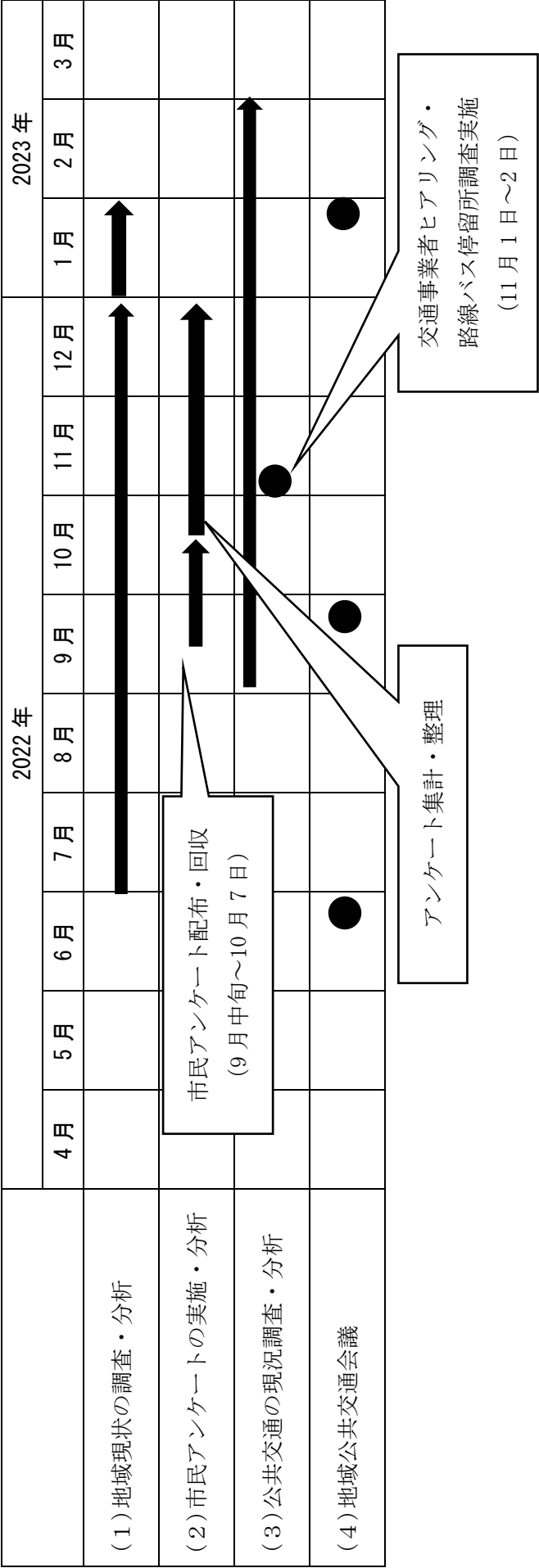
報告(1) 地域公共交通計画基礎調査業務について

1. 調査概要

調査項目	調査目的	調査内容
(1) 地域現状の調査・分析	安栗市の地域現状を把握し、課題の抽出や施策検討の基礎資料とする。	- 市の概要 (位置地勢、土地利用計画等) - 人口動態 (人口世帯数地域別人口特性) - 土地利用状況 - 日常生活圏の整理 (通勤通学による人口流動等) - 道路網公共交通網交通結節状況の整理 - 医療施設、福祉施設、公共施設、生活利便施設等の分布状況 - 交通空白地の把握
(2) 市民アンケートの実施・分析	市民のふだんの移動や地域公共交通の利用実態等の把握し、課題の抽出や施策検討の基礎資料とする。	- 属性 (性別、年齢、居住地区、免許保有状況等) - 普段の外出について (外出頻度、利用する交通手段、買物や通院の場所等) - 路線バスの認知利用状況 - タクシーの利用状況 - 公共交通の今後について (地域公共交通がなくなった場合の影響や今後の地域公共交通に期待 (重視) すること、地域公共交通を維持するためにできること等) - 予約制の移動手段に対する考えについて
(3) 公共交通の現状の調査・分析	路線バス停留所調査 路線バスの待合環境や改善点等を把握し、課題抽出や施策検討の基礎資料とする。	- バス停留所表示案内板、上屋、ベンチ、時刻表等の設置の有無 - 待合スペース、点字ブロックの設置状況の有無 - 停留所の設置箇所 - 駐車及び駐輪状況 - 周辺施設の立地状況

調査項目	調査目的	調査内容
(3) 公共交通の現況の調査・分析	交通事業者ヒアリング調査 事業者の置かれている現状や抱える課題等を把握し、課題抽出や施策検討の基礎資料とする。	- 市内で運行する地域公共交通の現状 - 市内で運行する地域公共交通で将来予測される問題点、問題解決に向けた取り組みの状況や計画 - 役割分担の中で、地域や行政に期待すること
	安栗市の既存公共交通の整備状況や利用状況を把握し、課題の抽出や施策検討の基礎資料とする。	- 公共交通の種類 - 路線バスの配置状況 - 路線バスの運行回数 - 路線バスの利用状況（市内全域、路線毎） - 路線バスの経営状況 - 観光資源および観光入込客数

2. 調査実施スケジュール



報告（２） 路線バスの利用実績について

市外連絡路線（大型バス）		平成30年度	
		平成29年10月～平成30年9月	
起点	終点	利用者数	平均乗車密度
山崎	横山・倉床	84,142	2.7
山崎	皆木	52,881	2.2
	原		3.1
山崎	千種	43,532	1.6
	西河内		1.8
山崎	エーガイヤちくさ	63,222	4.1
合 計		243,777	—

市外連絡路線（大型バス）		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
		平成30年10月～令和元年9月		令和元年10月～令和２年9月		令和２年10月～令和３年9月		令和３年10月～令和４年9月	
起点	終点	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度
山崎	横山・倉床	81,420	2.8	63,159	2.1	62,050	2.1	62,116	2.8
山崎	皆木	56,319	2.9	44,903	1.9	42,728	1.7	42,391	1.8
	原		2.3		1.9		1.9		2.0
山崎	千種	47,614	1.9	38,397	1.7	37,587	1.6	37,736	1.7
	西河内		2.4		1.9		1.8		1.9
山崎	エーガイヤちくさ	65,346	4.0	58,791	3.3	56,324	3.1	56,096	3.5
合 計		250,699	—	205,250	—	198,689	—	198,339	—

市内完結路線（小型バス）		平成29年10月～平成30年9月	
		利用者数	1便あたり
1	戸原線	3,380	1.67
2	城下線	1,644	0.81
3	河東線	2,964	1.46
4	梯河東線	67	0.11
5	与位河東線	445	0.75
6	蔦沢線	7,351	2.91
7	大谷線	559	0.94
8	土万線	5,995	2.96
9	塩田線	631	1.06
10	染河内線	1,991	1.31
11	下三方線	377	0.61
12	河原田線	26	0.04
13	公文線	58	0.09
14	小原溝谷線	15	0.07
15	千町線	63	0.10
16	黒原線	126	0.20
17	谷今市線	177	0.30
18	水谷線	355	0.60
19	飯見線	173	0.28
20	音水線	74	0.24
21	鷹巣線	553	1.86
21	内海線	99	0.16
22	奥西山線	84	0.14
23	七野線	60	0.10
25	循環バス	5,794	1.24
合 計		33,061	1.24

市内完結路線（小型バス）		平成30年10月～令和元年9月		令和元年10月～令和２年9月		令和２年10月～令和３年9月		令和３年10月～令和４年9月	
		利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり
1	戸原線	3,509	1.72	3,423	1.58	3,568	1.54	3,735	1.63
2	城下線	1,942	0.95	2,316	1.14	1,900	0.92	1,682	0.83
3	河東線	3,826	1.60	2,745	1.80	2,021	0.98	1,724	0.89
	梯河東線								
	与位河東線								
4	蔦沢線	8,076	3.17	6,518	2.57	4,063	1.66	3,652	1.51
5	大谷線	537	0.87	532	0.86	438	0.71	495	0.81
6	土万線	5,786	2.84	4,261	2.10	4,240	2.06	4,177	2.06
7	塩田線	767	1.24	717	1.16	773	1.25	788	1.29
8	染河内川西線	2,361	1.46	2,192	1.44	2,907	2.26	3,504	2.76
9	下三方線	497	0.81	482	0.79	350	0.57	389	0.63
10	河原田線	15	0.02	26	0.04	28	0.05	19	0.03
11	公文線	86	0.12	42	0.07	10	0.03	6	0.01
12	千町線	27	0.04	55	0.09	51	0.08	46	0.08
13	黒原線	86	0.14	70	0.11	50	0.08	64	0.10
14	谷今市線	93	0.15	142	0.23	186	0.30	134	0.22
15	水谷線	429	0.55	418	0.46	272	0.30	330	0.36
16	戸倉線（飯見経由）	316	0.51	240	0.39	230	0.38	281	0.46
17	戸倉線（音水経由）	81	0.23	91	0.22	95	0.23	107	0.26
18	鷹巣線	550	0.51	535	0.43	455	0.37	468	0.38
19	奥西山七野線	123	0.12	123	0.15	138	0.17	49	0.06
20	循環バス	6,357	1.64	6,351	1.63	5,401	1.38	6,042	1.56
合 計		35,464	1.40	31,279	1.27	27,176	1.11	27,692	1.14

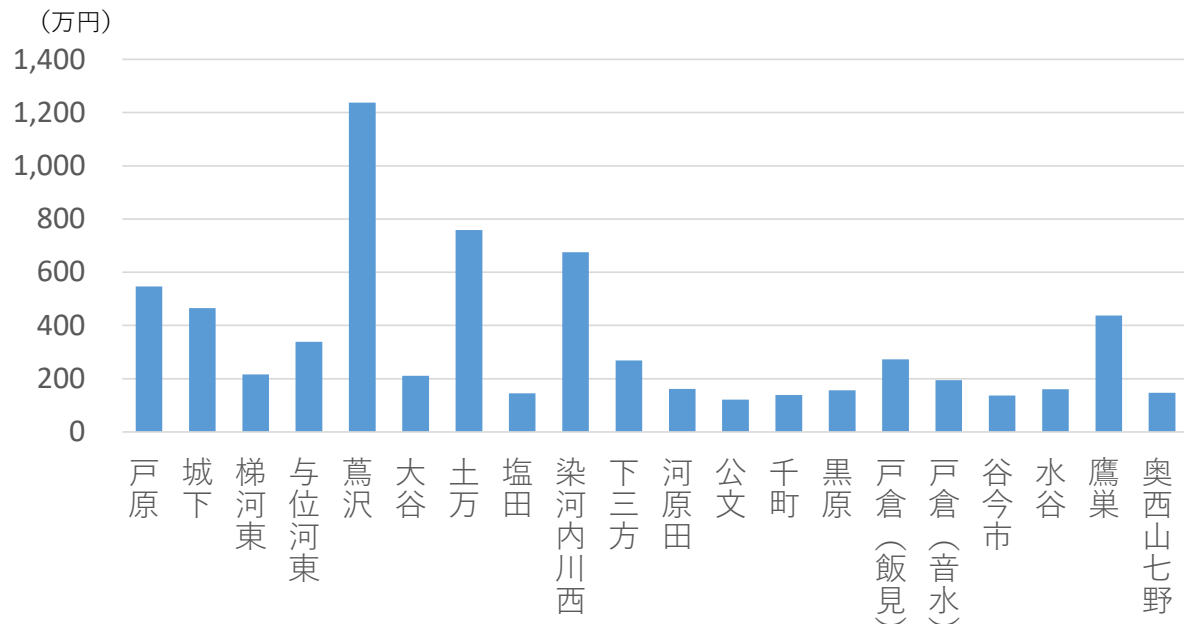
	平成30年度
年間利用者数	276,838
前年からの増減	+14,842

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
年間利用者数	286,163	236,529	225,865	226,031
前年からの増減	+9,325	-49,634	-10,664	+166

小型バスの路線別費用負担額

1 路線ごとにかかる費用

市内を運行する小型バスにかかる運行経費(燃料費や人件費、車両修繕費など)は総額で約6,788万円となっています。



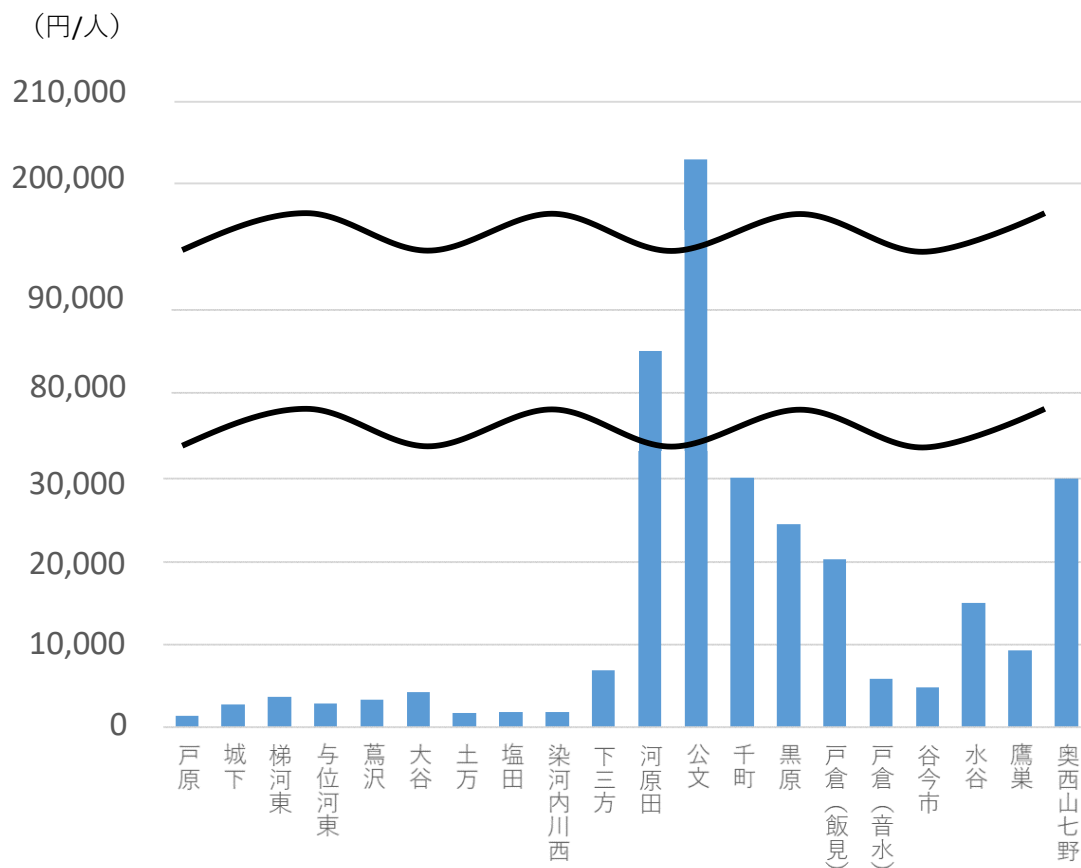
※令和4年度(2021年10月～2022年9月)の運行実績。

図 運行にかかる費用(路線別)

2 利用者一人当たりにかかる費用

1 で示した運行経費をもとに、小型バスが利用者一人を運送するのに必要な金額を算出したところ、全ての路線において一人当たり 1,000 円を超えています。

その中でも、公文線、河原田線は利用者数が非常に少ないことから一人当たり金額が非常に大きく、河原田線では一人当たり約 85,000 円、公文線では一人当たり約 200,000 円かかっています。



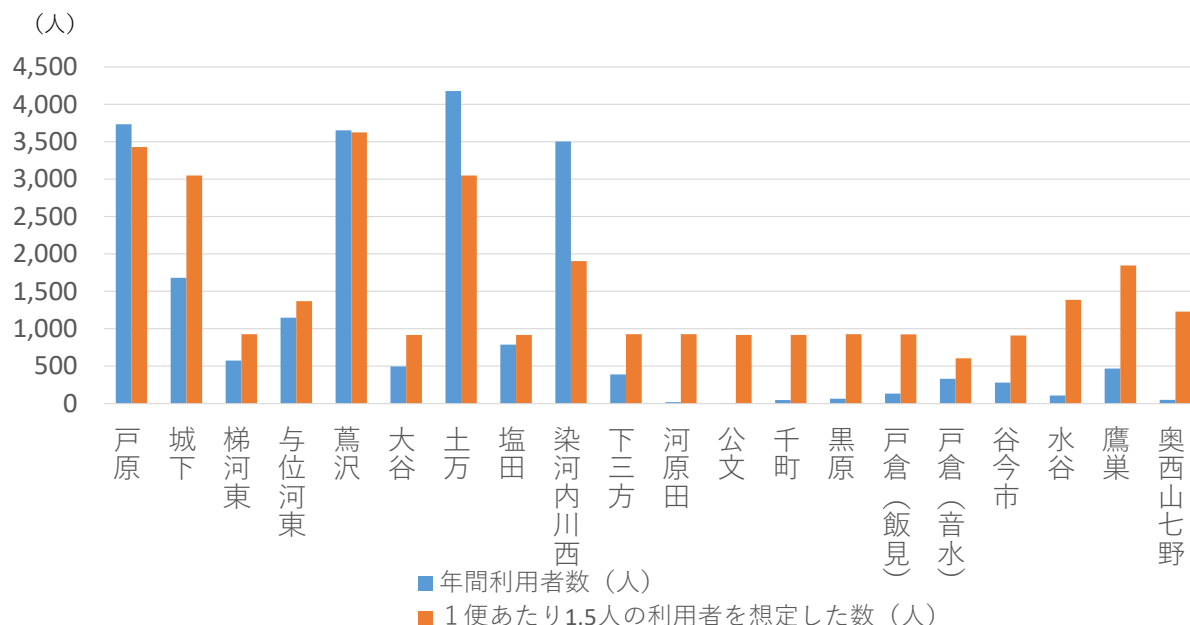
※利用者数は令和4年度（2021年10月～2022年9月）の各路線の利用者数を参照。

図 利用者一人当たりにかかる費用（路線別）

3 見直し基準に基づく利用状況

平成 27（2015）年に作成した宍粟市公共交通再編計画では、市内完結路線（小型バス）における路線の見直し基準として、1 便当たり 1.5 人以上の利用を定めています。

令和 4 年度（2021 年 10 月～2022 年 9 月）の利用者数と比較すると、見直し基準に到達している路線は戸原線、蔦沢線、土万線、染河内川西線の 4 路線のみとなっています。



※利用者数は令和 4 年度（2021 年 10 月～2022 年 9 月）の各路線の利用者数を参照。

図 見直し基準に基づく利用状況（路線別）

報告（３） 令和５年４月１日からの運行ダイヤの変更について
大型バスのダイヤ改正

山崎～ダイセル線

土日祝 現状ダイヤ					
山崎	渡場	新宮駅	龍野	JR網干	ダイセル
6:55	7:05	7:16	7:28	7:52	8:07
7:40	7:50	8:01	8:13	8:37	8:52
9:00	9:11	9:21	新宮駅止め		
10:00	10:11	10:22	10:34	10:58	11:12
11:55	12:06	12:20	12:32	12:56	13:09
13:55	14:06	14:20	14:32	14:56	15:09
15:57	16:07	16:18	16:30	16:54	17:09
16:30	16:41	16:51	新宮駅止め		
17:35	17:46	17:56	新宮駅止め		
17:55	18:05	18:16	18:28	18:56	19:10
19:30	19:41	19:51	新宮駅止め		



土日祝 減便ダイヤ					
山崎	渡場	新宮駅	龍野	JR網干	ダイセル
6:55	7:05	7:16	7:28	7:52	8:07
7:40	7:50	8:01	8:13	8:37	8:52
9:00	9:11	9:21	新宮駅止め		
10:00	10:11	10:22	10:34	10:58	11:12
11:55	12:06	12:20	12:32	12:56	13:09
13:55	14:06	14:20	14:32	14:56	15:09
15:57	16:07	16:18	16:30	16:54	17:09
16:30	16:41	16:51	新宮駅止め		
17:35	17:46	17:56	新宮駅止め		
18:00	18:10	18:21	18:33	19:01	19:15
19:30	19:41	19:51	新宮駅止め		

土日祝 現状ダイヤ					
ダイセル	JR網干	龍野	新宮駅	渡場	山崎
7:40	7:54	8:15	8:29	8:39	8:51
8:55	9:09	9:30	龍野止め		
新宮駅発			9:45	9:55	10:06
9:50	10:09	10:31	10:47	10:57	11:10
11:40	11:54	12:16	12:37	12:47	13:00
13:40	13:57	14:19	14:37	14:47	15:00
15:40	15:54	16:19	16:31	16:41	16:53
新宮駅発			17:05	17:15	17:28
新宮駅発			18:05	18:15	18:28
17:32	17:52	18:14	18:34	18:44	18:56
新宮駅発			20:05	20:15	20:28
19:30	19:45	20:06	龍野止め		



土日祝 減便ダイヤ					
ダイセル	JR網干	龍野	新宮駅	渡場	山崎
7:40	7:54	8:15	8:29	8:39	8:51
8:55	9:09	9:30	龍野止め		
新宮駅発			9:45	9:55	10:06
9:50	10:09	10:31	10:47	10:57	11:10
11:40	11:54	12:16	12:37	12:47	13:00
13:40	13:57	14:19	14:37	14:47	15:00
15:40	15:54	16:19	16:31	16:41	16:53
新宮駅発			17:05	17:15	17:28
新宮駅発			18:05	18:15	18:28
17:32	17:52	18:14	18:34	18:44	18:56
新宮駅発			20:05	20:15	20:28
19:30	19:45	20:06	20:21	20:31	20:43

山崎～皆木線

土日祝 現状ダイヤ							
山崎	東市場	いちのびあ	曲里	安賀	皆木	原	戸倉
7:30	7:49	—	7:53	8:03	8:08		
9:05	9:24	—	9:28	9:38	9:43	9:50	
		10:42	10:43	10:53	10:58		
13:15	13:34	—	13:38	13:48	13:53		
16:50	17:09	17:16	17:18	17:28	17:33	17:40	18:05
17:35	17:54	—	17:58	18:08	18:13		
19:05	19:24	—	19:28	19:38	19:43		



土日祝 減便ダイヤ							
山崎	東市場	いちのびあ	曲里	安賀	皆木	原	戸倉
7:30	7:49	—	7:53	8:03	8:08		
9:05	9:24	—	9:28	9:38	9:43	9:50	
		10:42	10:43	10:53	10:58		
13:15	13:34	—	13:38	13:48	13:53		
16:50	17:09	17:16	17:18	17:28	17:33	17:40	18:05
17:35	17:54	—	17:58	18:08	18:13		
19:05	19:24	—	19:28	19:38	19:43		

土日祝 現状ダイヤ							
戸倉	原	皆木	安賀	曲里	いちのびあ	東市場	山崎
		6:05	6:09	6:19	—	6:22	6:43
		6:43	6:47	6:57	—	7:00	7:21
7:11	7:36	7:43	7:47	7:57	—	8:00	8:21
		9:05	9:09	9:19	—	9:22	9:43
		10:03	10:07	10:16	10:18		
		11:10	11:14	11:24	—	11:27	11:48
	15:03	15:10	15:14	15:24	—	15:27	15:48



土日祝 減便ダイヤ							
戸倉	原	皆木	安賀	曲里	いちのびあ	東市場	山崎
		6:05	6:09	6:19	—	6:22	6:43
		6:43	6:47	6:57	—	7:00	7:21
7:11	7:36	7:43	7:47	7:57	—	8:00	8:21
		9:05	9:09	9:19	—	9:22	9:43
		10:03	10:07	10:16	10:18		
		11:10	11:14	11:24	—	11:27	11:48
	15:03	15:10	15:14	15:24	—	15:27	15:48

エーガイヤ線

平日 現状ダイヤ						
山崎	東市場	いちのびあ	曲里	安賀	皆木	エーガイヤ
7:10	7:29	—	7:33	7:43	7:48	8:13
9:10	9:29	9:32	9:34	9:44	9:49	10:14
11:20	11:39	11:42	11:44	11:54	11:59	12:24
12:50	13:09	13:12	13:14	13:24	13:29	13:54
14:40	14:59	15:02	15:04	15:14	15:19	15:44
15:45	16:04	16:07	16:09	16:19	16:24	16:49
17:35	17:54	—	17:58	18:08	18:13	18:38
18:05	18:24	—	18:28	18:38	18:43	19:08



平日 時間変更ダイヤ						
山崎	東市場	いちのびあ	曲里	安賀	皆木	エーガイヤ
7:15	7:34	—	7:38	7:48	7:53	8:18
9:10	9:29	9:32	9:34	9:44	9:49	10:14
11:20	11:39	11:42	11:44	11:54	11:59	12:24
12:50	13:09	13:12	13:14	13:24	13:29	13:54
14:40	14:59	15:02	15:04	15:14	15:19	15:44
15:45	16:04	16:07	16:09	16:19	16:24	16:49
17:35	17:54	—	17:58	18:08	18:13	18:38
18:05	18:24	—	18:28	18:38	18:43	19:08

平日 現状ダイヤ						
エーガイヤ	皆木	安賀	曲里	いちのびあ	東市場	山崎
7:50	8:18	8:22	8:32	—	8:35	8:56
9:04	9:32	9:36	9:46	9:48	9:50	10:11
11:04	11:32	11:36	11:46	11:48	11:50	12:11
13:04	13:32	13:36	13:46	13:48	13:50	14:11
15:14	15:42	15:46	15:56	15:58	16:00	16:21
16:05	16:33	16:37	16:47	—	16:50	17:11
18:15	18:43	18:47	18:57	—	19:00	19:21



平日 時間変更ダイヤ						
エーガイヤ	皆木	安賀	曲里	いちのびあ	東市場	山崎
7:50	8:18	8:22	8:32	—	8:35	8:56
9:04	9:32	9:36	9:46	9:48	9:50	10:11
11:04	11:32	11:36	11:46	11:48	11:50	12:11
13:04	13:32	13:36	13:46	13:48	13:50	14:11
15:14	15:42	15:46	15:56	15:58	16:00	16:21
16:05	16:33	16:37	16:47	—	16:50	17:11
18:05	18:33	18:37	18:47	—	18:50	19:11

千種線

平日 現状ダイヤ				
西河内	千種	上三河	土万	山崎
	5:55	6:17	6:24	6:45
6:25	6:42	7:04	7:11	7:32
8:38	8:55	9:17	9:24	9:45
	10:25	10:47	10:54	11:15
	11:55	12:17	12:24	12:45
13:38	13:55	14:17	14:24	14:45
	15:55	16:17	16:24	16:45
16:38	16:55	17:17	17:24	17:45
	17:55	18:17	18:24	18:45
	19:40	20:02	20:09	20:30



平日 時間変更ダイヤ				
西河内	千種	上三河	土万	山崎
	5:55	6:17	6:24	6:45
6:25	6:42	7:04	7:11	7:32
8:38	8:55	9:17	9:24	9:45
	10:25	10:47	10:54	11:15
	11:50	12:12	12:19	12:40
13:38	13:55	14:17	14:24	14:45
	15:55	16:17	16:24	16:45
16:38	16:55	17:17	17:24	17:45
	17:55	18:17	18:24	18:45
	19:40	20:02	20:09	20:30

小型バスのダイヤ改正【概要】

◆戸原線

上り線の宇原 3 から市役所前間をダイヤ改正

※14 : 28 発については、宇原 0 からダイヤ改正

◆土万線、塩田線

上り下り線ともに市役所前バス停から八幡下バス停間でダイヤ改正

◆染河内川西線

才桜 16 : 32 発～はりま一宮小学校前 16 : 42 着後、はりま一宮小学校前 16 : 47 発～椴ヶ段 17 : 30 着を発車するが、待機時間が 5 分あるものの待機場所がなく回送しているため、はりま一宮小学校前 16 : 47 発～椴ヶ段 17 : 30 着を 5 分早め、待機場所がある、閏賀口で 5 分待機するためのダイヤ改正

◆鷹巣線

上り線の別所 8 : 05 発を 8 : 10 発にダイヤ改正

◆奥西山七野線

倉谷発の西山～エーガイヤちくさ間でダイヤ改正

エーガイヤちくさ発のエーガイヤちくさ～倉谷間でダイヤ改正

山崎～皆木線 追加変更

平日 現状ダイヤ						
山崎	東市場	いちのびあ	曲里	安賀	皆木	原
10:40	10:59	11:02	11:04	11:14	11:19	
13:10	13:29	13:32	13:34	13:44	13:49	
15:10	15:29	16:07	15:34	15:44	15:49	15:56
16:40	16:59	—	17:03	17:13	17:18	17:25
19:40	19:59	—	20:03	20:13	20:18	20:25
20:30	20:49	—	20:53	21:03	21:08	
20:50	21:09	—	21:13	21:23	21:28	



平日 変更ダイヤ						
山崎	東市場	いちのびあ	曲里	安賀	皆木	原
10:40	10:59	11:02	11:04	11:14	11:19	
13:10	13:29	13:32	13:34	13:44	13:49	
15:10	15:29	16:07	15:34	15:44	15:49	15:56
16:40	16:59	—	17:03	17:13	17:18	17:25
17:50	18:09	—	18:13	18:23	18:28	18:35
19:40	19:59	—	20:03	20:13	20:18	20:25
20:30	20:49	—	20:53	21:03	21:08	
20:40	20:59		21:03	21:13	21:18	
20:50	21:09	—	21:13	21:23	21:28	

利用が少ない山崎20：30発、20：50発を統合し20：40発とし、高校生等の利用が多い17時台に増便する。